

高松市病院局物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規定第34条）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。）に定めるもののほか、高松市病院局が発注する物品の買入れ及び借入れ、業務の委託、役務の提供、製造の請負等（測量・建設コンサルタント業務等に係るものを除く。以下「物品・委託・役務の提供等」という。）に係る指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）又は随意契約（オープンカウンタ（定期一般競争見積）を除く。）を行う場合において指名する業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、物品・委託・役務の提供等に係る令和8年1月1日から令和10年12月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の提出期間及び方法等について定める件（令和7年高松市病院局告示第2号。以下「入札参加資格告示」という。）の定めるところにより高松市病院局物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者のうちから、事務処理要綱第2章第1節及び第2節の規定に基づき、業種及び営業種目に応じ選定するものとする。

2 指名数の基準は、別表のとおりとする。

(市内企業への優先発注の方針)

第3条 地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

2 前項の場合において、市内企業以外の者を指名しようとするときは、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。

3 前2項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

(1) 市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市内である法

人で、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第８項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き１年以上高松市内である者で、高松市内に事務所を有するものをいう。

（２） 準市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第３１７条の２第８項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては前号に該当しない者であって、高松市内に事務所を有するものをいう。

（３） 市外企業 それぞれ前２号のいずれにも該当しない者をいう。

（随意契約の相手方の選定）

第４条 見積合せの方法により随意契約の相手方を決定する場合については、前２条の規定を準用する。この場合において、第２条第１項中「第２章第１節及び第２節」とあるのは、「第２章第１節」と読み替えるものとする。

２ 随意契約の相手方の選定においては、その理由及び業者選定の理由を明らかにしなければならない。

（秘密の保持）

第５条 業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、細心の注意をもって秘密を保持しなければならない。

附 則

この要領は、令和８年１月１日から施行する。

別表（第２条関係）

予定価格 区分	１，０００万円超	５００万円超 １，０００万円以下	５００万円以下
指名数	１０者以上	７者以上	５者以上

備考

１ 金額は、長期継続契約の場合は１年当たりの額とし、単価契約の場合は予定単価に予定数量を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 入札事務担当員は、入札参加者数が指名数の項に規定する数を下回ることがないように、過去の応札状況を考慮した十分な指名数の確保、履行可能業者の調査その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に該当するとして行う見積合せに係るこの表の規定の適用については、「5者以上」とあるのは、「3者以上」とする。
- 4 業種別営業種目一覧表の営業種目4101から4104までに係る入札及び見積合せにおいて、その予定価格が15万円を超えるときにおける第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「市内企業」とあるのは「市内企業（高松市病院局物品・委託・役務の提供等入札参加資格審査基準（令和7年8月1日施行）第2条第4項各号のいずれにも該当する者に限る。）」と、同条第2項中「市内企業」とあるのは「同項の市内企業」と、「準市内企業・市外企業」とあるのは「同項の市内企業以外の市内企業・準市内企業・市外企業」とする。
- 5 契約の性質又は目的により、当該契約を履行可能な業者数がこの表に規定する数に満たない場合又は競争性を高める等の理由からこの表に規定する数以上の入札参加者を選定する場合は、この表の規定によらないことができる。